

長期優良住宅を建てる方に助成金 100 万円

国の政策で 長持ちして健康に寄与したり、省エネ性能が優れていたり、地震に強い建物を計画している人に 100 万円もの助成金がつくといううれしい制度が発足しました。

「平成23年度 木のいえ整備促進事業」

本事業は、地域の中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進するため、一定の要件を満たす長期優良住宅について建設工事費の一部を助成するものです。

長期優良住宅は税制面や住宅ローンなどで優遇されており さらに今回の助成金うれしいニュースですね。

平成23年度 木のいえ整備促進事業(第2回)の募集開始について

平成23年度「木のいえ整備促進事業(第2回)」については、平成23年度木のいえ整備促進事業実施支援室において募集を開始することとしましたのでお知らせします

募集概要

1. 対象となる住宅

(1)一般型 中小住宅生産者により供給される次の全ての要件を満たす木造住宅の建設を行う事業

- ◆所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、建築着工前であること
- ◆補助事業の実績報告を行うまでに、一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること
- ◆建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと

(2)地域資源活用型 (1)の一般型の要件に加えて、次の全ての要件を満たす木造住宅の建設を行う事業

- ◆都道府県の認証制度等により産地証明等がなされている木材を使用すること
- ◆構造材(柱・梁・桁・土台)の過半において上記の木材を使用していること

2. 補助金交付申請受付期間

平成23年10月11日(火)から平成23年12月16日(金)まで

※ 受付は先着順とし、申請の状況により、期限よりも前に受付を停止すること、
または、追加で募集することがあります。この際はホームページにてお知らせいたします。

3. 対象者

申請者は、以下の要件を全て満たす事業者です。

- ◆年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者
- ◆建築主と住宅の建設工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設工事を自ら行う者、
又は買主と住宅の売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設工事を自ら行う者

4. 補助

対象住宅の建設に要する費用の1割以内の額で、かつ一般型の対象住宅1戸当たり100万円、地域資源活用型の対象住宅1戸当たり120万円が上限となります。申請受付期間内で補助を受けることのできる住宅の戸数は、一般型と地域資源活用型の対象住宅の合計戸数で、一の事業者あたり5戸が上限となります。また、平成23年度木のいえ整備促進事業第1回募集分において補助金交付決定通知を受けている事業者及び平成22年度木のいえ整備促進事業第2回募集分において事業登録された住宅について補助金交付決定通知を受けている事業者は、これら補助金交付決定を受けた戸数との合計で5戸を上限とします。なお、補助金相当額は、住宅の建築主又は買主に還元される必要があります。

